

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和6年7月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和6年7月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

2番 伊藤 忠司

3番 糠 己紀男

5番 花井 一好

6番 白木 悟

8番 岡村 昇

9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行

4番 横井 善彦

7番 岡村 なつ枝

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久

伊藤 正人

加藤 英二

伊藤 守

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務員 服部 彰宏

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は水谷正行農業委員、横井義彦農業委員、岡村なつ枝農業委員、伊藤正樹推進委員の4名です。

よって出席委員は、農業委員6名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、服部 事務員 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、服部 事務員 よろしくお願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時03分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、花井一好委員、岡村昇委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

以上の2議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については賃貸借権2件、所有権移転1件です。

3-4番については、XXXXXXXXXX、合計1,489㎡で、

XXXXXXXXXX 賃貸借権です。

3-5番については、XXXXXXXXXX㎡で売買による所有権移転です。

3-6 番については、 ㎡の賃貸借権です。

本件については、別で配布致しました「令和6年7月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが3-4番のところ、所有地と所有地以外の利用農地をそれぞれ記載しております。2ページには3-5番、3-6番がありますが、どちらも初めての農地の権利取得になりますので現状の利用農地はございません。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。3ページの(2)はトラクターやコンバイン等の機械の所有状況を記載しております。

次に4ページ(3)農作業に従事する者ですが、それぞれ受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

5ページにそれぞれの従事状況を記載していますが、3-4番は法人のため記載がございません。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の6ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、それぞれ支障等はないとしています。

また、資料の7ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおりそれぞれ地域の水路清掃や水利調整等に参加するとしています。

以上3-4番から3-6番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて事項書に戻っていただいて3ページ「議案第2号 非農地証明願について」説明させていただきます。この非農地証明願は農地法で耕作の目的に供

されている土地として位置付けられている農地で農振農用地以外の農地、いわゆる白地の農地で農地法上転用可能な農地については、既に20年以上にわたり非農地化しているという客観的な資料を添付し証明することで、農業委員会が非農地扱いとして証明書を発行し農地転用が認められるものです。

申請番号 3 番について、申請地の利用状況は住宅及び車庫敷地となります。申請地につきましては、昭和43年頃から申請者の父が住宅及び車庫敷地として利用を開始し、現在も申請者が使用をしているものであります。非農地として客観的に確認できる資料として添付されているのは、建物の全部事項証明であり、これにより非農地化されてから20年以上経過していることが確認できるものです。農地法上も第3種農地であるため転用可能であると判断できます。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後7時8分]
(申請書回覧)

議長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後7時30分]

議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-4」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見をお願いします。

伊藤恒久委員 問題ないと判断しました。

議長 次に外平喜地区の担当農業員の「岡村昇委員」のご意見をお願いします。

岡村昇委員 同じく問題ないと判断しました。

議長 次に見入地区の担当農業委員の「水谷正行委員」ですが、本日欠席ですので、事務局お願いします。

事務局 水谷委員が欠席のため、意見書に記載の内容を読み上げさせていただきます。「申請に係る内容は、差し支えないものと認めます。」とのことです。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-5」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。担当推進委員の「加藤英二委員」のご意見を願います。

加藤英二委員 問題ないと思います。

議 長 次に農業委員の「樋己紀男委員」のご意見を願います。

樋己紀男委員 同じく問題ないと思います。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「3-6」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。推進委員の「伊藤恒久委員」のご意見を願います。

伊藤恒久委員 特にないです。

議 長 次に農業委員の「水谷正行委員」ですが、本日欠席ですので、事務局願います。

事務局 水谷委員が欠席のため、意見書に記載の内容を読み上げさせていただきます。「申請に係る内容は、差し支えないものと認めます。」とのことです。

議 長 他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 非農地証明願について」の「3番」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-4」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「3-4」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「3-5」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「3-5」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「3-6」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「3-6」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「議案第2号 非農地証明願について」の「3 番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「3 番」について非農地であることを証明することとします。

議 長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時33分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和6年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員